

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月26日
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 健
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	(0259)27 5174
【事務連絡者氏名】	総務課長 野田 悟
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島9番1号
【電話番号】	(025)245 2366
【事務連絡者氏名】	経理課長 渡辺 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年11月12日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日（予定）として、日本海内航汽船株式会社を吸収合併する方針について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、当社は日本海内航汽船株式会社との間で合併契約を締結したことから平成25年2月1日に臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、このたび、臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、改めて臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、_____（下線）を付して表示しております。

2 報告内容

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他吸収合併契約の内容

（訂正前）

省略

省略

その他の吸収合併契約の内容

前略

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

後略

（訂正後）

省略

省略

その他の吸収合併契約の内容

前略

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年4月2日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

後略

以上